

池産 第 9 9 0 号  
令和 7 年 2 月 13 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

池田町長 竹中 誉

市町村名 (市町村コード)	池田町 (214043)
地域名 (地域内農業集落名)	西地区 (本郷、草深、小寺、山洞、藤代、田畠、青柳)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

東側のエリアでは水田利用作物が栽培され、西側のエリアでは茶の生産が盛んである。茶園は管理体制整備が急務となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

東側のエリアでは水田での水稻作付を基本としつつ、麦・大豆などの転作作物、野菜や花きなどの高収益作物の作付けをする。西側のエリアでは茶の生産を基本としつつ、ぶどうの作付を推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	230 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	230 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農地とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

中心経営体である認定農業者が担っていくほか、認定新規就農者の受け入れを促進していくことにより対応していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

農地の大区画化等の基盤整備、畠地かんがい整備を図る。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

ヌートリアやイノシシによる被害の防止を目的とし、町補助金を活用し防護柵の設置を図る。